

別記(二)

要 求 書

一、工場主ハ正社員カラ 服退スルコト
 二、日給制度ヲ制定シ 最低日給ニ円五十銭ヲ支給セラレタレ
 一、運搬手當ヲ左ノ通り制定セラレタレ
 一、定額昇給ヲ實施セラレタレ
 一、臨時休業、場合ハ日給ノ三分之五支給セラレタレ
 一、分属ノ場合ハ手當四分支給セラレタレ
 一、二年ニ一回賞與ヲ支給セラレタレ
 右一自協議、上要求係也
 昭和六年十月二日

中村製作所 従業員一同

中村製作所 所長 中

中村製作所 労働組合 代表者 中村 幸次郎
 昭和六年十月二日

警視總監 高橋 守雄

内務大臣 安達 謙藏 殿
 社 會 局 長 官 殿

争	6. 10. 13
	3120

中村製作所 争議ニ関スル件

(第二報)

要 旨

(一) 争議團體ニ於テハ 争議資金トシテ 参加者 職員ヨリ 全十円宛ヲ徴收シ 家族ヲ動員シ 炊爨
 (二) 事業主ハ 特異ノ対策ナキニ 態度格メテ 強硬ナリ

標記争議ニ関シテハ 既報ノ通りナルカ 状況左記ノ通り
 一、争議團體

争議團體ニアリテハ 團員一同本部ニ 集合斗争資金ノ 調達並ニ